

国家公務員の再就職等規制を御存じですか？

※次に例示した言動は再就職等規制違反のおそれがあります。
なお、それぞれの規制に一部例外があります。

他の国家公務員等の再就職の 依頼・情報提供等規制



国家公務員

誰かいい人いませんか？

Aさん(国家公務員)を雇って
くれませんか？

《再就職の依頼》



営利企業等

Bさん(国家公務員OB)は
現在、無職なんですよ。
(Bさん採用されるかもな…)

《情報提供》

利害関係企業等への 求職活動規制



国家公務員

定年はいつですか？

3月に定年を迎えるけど、
再就職先が決まってい
ないんですよ。

《情報提供及び求職活動》



利害関係企業等

国家公務員OBの 元の職場への働きかけ規制



再就職した
国家公務員OB

うちの企業(再就職先)への
処分を軽くしてほしい。

まだ公示していない入札の
情報を先に教えてほしい。

《働きかけ》



国家公務員

※ 違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。
※ 詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。



内閣府
Cabinet Office

再就職等監視委員会事務局

TEL:03-6268-7660～7668

URL: <http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>



国家公務員の再就職等規制に関する5つの質問

～国家公務員・OBの再就職ルールに御協力ください～

1 企業等は、国家公務員・OBを雇用することはできないのですか。

再就職規制は、国家公務員・OBの再就職を全面的に禁止するものではありません。国家公務員・OBが企業等に再就職するに当たり、再就職規制を遵守すれば、企業等は国家公務員OBを雇用することが可能です。

2 国家公務員・OBの紹介を依頼した企業等も規制違反になりますか。

企業等からの依頼自体は規制されていませんが、府省による規制違反を未然に防ぐ観点から、府省に対し、国家公務員・OBの紹介を依頼しないよう、御協力いただきたいと思います。

3 自衛隊員にも再就職等規制が適用されるのですか。

自衛隊員も同様の再就職等規制が適用されますが、従来どおり定年が60歳未満の若年定年である隊員や任期制の隊員の再就職の支援(就職援護)を行うことは認められています。詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。

4 これまでに違反認定された事例を教えてください。

これまで認定された事例としては、企業等のポストへの就任に係る情報提供行為や再就職依頼行為があります。(次の下線部のような趣旨の発言を違反として認定しています。)

① 情報の提供行為(国家公務員法106条の2)



営利企業等

Aさん(国家公務員OB)を雇用したいと考えています。
Aさんは今どうされているか御存じですか？

Aさんは前職を退任すると言っていましたので、今、仕事がないんだと思いますよ。



国家公務員

② 自己の情報の提供行為、再就職要求行為(国家公務員法106条の3)



国家公務員

何度も「もうすぐ定年退職」、「これが最後の仕事」と告げ、再就職の誘いを誘発

(利害関係がなくなる事実及び時期を伝え、企業トップとの面会を要求)

(再就職の誘い)



利害関係企業等

(注) 違反認定は、事実経過の全体の流れも踏まえて、個々の事案ごとに判断されます。

5 規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。

再就職等監視委員会事務局まで情報提供をお願いします(提供先は表面の下欄に記載)。御提供いただいた情報に基づき、当委員会の調査を行います。また、情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう取り扱っておりますので、御安心ください。